

令和6年能登半島地震による被災者の受入れについて

令和6年能登半島地震による被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

当館では、令和6年1月26日（金）より、被災者の一時的な避難先として下記によりご宿泊をお受けすることといたしました。

つきましては、一時的な避難先としてのご宿泊を希望される方は、当館まで御連絡ください。

記

1 受入れ期間

令和6年1月26日（金）より当面の間

※ 休館日や満室等の場合などご宿泊いただけない日もございます。詳しくは電話にてお問い合わせください。

2 受入れ対象となる被災者

令和6年1月1日付けで災害救助法の適用となった新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村の被災者

※ 被災者であることの確認のため、原則罹災証明書を御提示いただきます。罹災証明書の発行が間に合わない場合は、罹災証明書を後日御提示いただくことを条件に、健康保険証、運転免許証等により確認させていただきます。

3 宿泊料金

無料（昼食、夕食付き）

4 申し込みについて

電話にてお申し込みください。

電話番号：024-523-5161